

マイナンバーカードと電子証明書の更新手続きはお済みですか？

マイナンバーカードと電子証明書には有効期限があります。更新手続きは、有効期限が切れる3か月前からできますので、早めのお手続きをお願いします。

なお、有効期限が切れる2～3か月前を目処に有効期限通知が届きますが、通知が届く前でもお手続きは可能です。

有効期限についての詳細などは、デジタル庁ホームページをご確認ください



▲デジタル庁ホームページ

マイナンバーカード自体の更新手続き

有効期限通知に申請書が同封されていますので、オンラインや郵送等の方法により申請をしてください。申請後、おおむね1か月程度で交付通知書が届きます。ご予約のうえお受け取りください。その際、現在使用しているマイナンバーカードを必ず持参してください。（マイナンバーカードを紛失してしまった場合は、再発行手数料がかかります。）



▲マイナンバーカードの申請



▲マイナンバーカードの交付

電子証明書の更新手続き

マイナンバーカードと現在使用している暗証番号がわかる状態で、市民課または各支所へお越しください。暗証番号が不明な場合は初期化のうえ再設定することもできます。



▲マイナンバーカードの電子証明書の更新



▲マイナンバーカードの暗証番号の変更・再設定

問 市民課 市民G ☎52-1111
内線104・105・106

休日窓口の開設日を変更します

機器メンテナンスのため、11月から3月までの休日窓口の開設日を変更します。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

変更前	変更後
11月23日	11月30日(第5日曜日)
12月28日	12月21日(第3日曜日) ※マイナンバーカード業務は休止します
1月25日	変更なし
2月22日	3月1日(第1日曜日)
3月22日	3月29日(第5日曜日)

休日窓口の取扱業務

- ・住民票、戸籍、印鑑登録に関する証明
- ・税証明(電磁データで管理される証明の交付に限る)
- ・印鑑登録・廃止
- ・マイナンバーカード関係業務(メンテナンス日を除く)
 - ーマイナンバーカードの受取り
 - ーマイナンバーカードの電子証明書の新規発行・更新・失効
 - ーマイナンバーカードの暗証番号の変更・再設定
 - ーマイナンバーカードの券面記載事項(住所や氏名等)の更新
- ※住民票の異動に関する手続きはできません。
- ー外国人の在留期間更新にともなうマイナンバーカードの有効期間の変更・特例期間延長
- ・パスポートの受取り

問 市民課 市民G ☎52-1111 内線102

10月は土地月間です 土地取引の後には届出をしましょう

10月は、土地に関するさまざまな普及啓発活動を行う「土地月間」です。

一定面積以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法に基づき、権利取得者(譲受人)は契約締結日を含めて2週間以内に、届出を行う必要があります。また、令和7年7月1日から土地売買等届出書が新様式となりました。

※詳しくは、市ホームページをご確認ください。



▲市ホームページ

問 企画政策課 企画政策G ☎52-1111 内線310